

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを企業理念としております。また、経営の基本方針として「株主重視の基本姿勢」、「ステークホルダーとの良好な関係の維持と、良き企業市民としての社会貢献」を掲げております。このような基本方針を堅持するためには、「開かれた経営」、「透明な経営」の実現が不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を常に念頭に置いた経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財団法人上月スポーツ・教育財団	15,500,000	10.80
コウツキホールディング	15,000,000	10.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,709,500	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,533,500	5.95
コウツキキャピタル株式会社	7,036,996	4.90
株式会社三井住友銀行	4,140,678	2.89
JPモルガン証券株式会社	3,765,349	2.09
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,720,900	1.90
コナミ社員持株会	1,468,327	1.02
みずほ証券株式会社	1,364,101	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
五代 友和	他の会社の出身者									○
水野 博之	他の会社の出身者				○					○
弦間 明	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
五代 友和	○	—	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいことから選任いたしました。 〈独立役員として指定した理由〉 五代氏は永年にわたる会社経営者として、また経済団体の要職を歴任される等の豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役として、取締役会において中立的な立場からの有益な意見を頂いていることから、独立役員として指定いたしました。
水野 博之		—	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいことから選任いたしました。
弦間 明		—	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいことから選任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査報告等のための定例的な会合に加えて、会計監査人との監査契約、会計監査全般から個別案件の処理方法に至るまで、様々なテーマを検討するための個別の会合を頻りに持っております。
 内部監査部門とは内部統制システムの構築並びに運用に関して日常的なコミュニケーションを維持している上、必要な場合には監査役・監査役会と内部監査部門スタッフが協同で作業に当る等、緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大沼 昇	他の会社の出身者				○				○	
薄井 信明	その他								○	
田中 節夫	その他				○				○	
荒井 寿光	その他								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大沼 昇		——	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役として相応しいと判断して選任いたしました。
薄井 信明		——	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役として相応しいと判断して選任いたしました。
田中 節夫		——	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役として相応しいと判断して選任いたしました。
荒井 寿光		——	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役として相応しいと判断して選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員員数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

期間の成果を反映した報酬体系としているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

連結報酬等の総額が1億円以上の者につきましては、有価証券報告書で個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した取締役報酬総額の上限の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。個々の報酬額については、業績動向等を勘案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、在任期間、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任の担当者を設け、毎週1回社内・業界情報の提供を行うほか、その他情報伝達の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社では1992年より社外取締役を迎え、「開かれた経営」、「透明な経営」の実現のために早くから取締役会改革に取り組んでまいりました。現在取締役7名中3名が社外取締役で、監査役は4名全員が社外監査役で構成されております。当該社外役員はいずれも豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく独立性が高いと当社が判断した取締役及び監査役であり、取締役会において積極的な意見交換を行っております。

また、当社では経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化を目的に、1999年より執行役員制度を導入しております。当社グループにおける各事業及び管理部門の責任者が執行役員を兼務することで、取締役会における決定事項を迅速に遂行しております。

監査役監査体制については、常勤1名を含む4名の社外監査役が監査役会を構成し、各監査役は、監査役会の定めた監査役監査基準及び監査計画に従い内部統制部門や会計監査人等と連携し、実効性のある監査業務を遂行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有する独立性の高い社外取締役からの提言を、取締役会における経営判断に活かすとともに、同様に高い見識等を有する社外監査役による監査体制を確保することで、ガバナンスが有効に機能すると考え現在の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話からの電磁的方法による議決権の行使を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成
その他	ホームページへの招集通知、決議通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上でIRポリシーを掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回以上開催	なし
IR資料のホームページ掲載	www.konami.co.jp/ja/ir/index.html (グループ報告書、決算短信、決算発表資料、株価情報等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針のひとつとして、「ステークホルダーとの良好な関係の維持と、良き企業市民としての社会貢献」を掲げており、この基本方針を「コナミグループ企業行動規範」や「コナミグループ役員活動指針」に盛り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グリーン電力証書システムの活用、重油からガスへの燃料転換、エコキャップ運動への参加、チャレンジ25キャンペーンへの参加、モーダルシフトの推進、コージェネレーションシステムの導入、太陽光発電の活用、サンゴ保全活動、海岸清掃活動、ゲームを通じた社会支援活動 各スポーツ団体、文化団体の活動支援、地域支援活動 関連財団によるスポーツ・教育・文化の振興と発展を目的とした公益事業を展開 詳細は以下URLをご参照下さい。 www.konami.co.jp/ja/socialsupport/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーをはじめ、当社は、公平な情報開示を行ってまいります。このため、所定の情報開示手続きを行うことに加え、ウェブサイトでの情報開示を充実させることにより、情報開示の公平性、即時性の強化に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 会社法第362条4項6号「取締役および職務の執行が法令および定款に適合するための体制」に関する基本方針

当社は、「株主を含む全てのステークホルダーとの良好な関係の維持、並びに良き企業市民としての社会貢献」を基本方針として掲げております。コンプライアンス体制に関しましては、その徹底強化を図るとともに、コンプライアンス委員会が中心となって、その維持・強化を推し進めています。具体的には、業務プロセスや規定の整備、評価・監視体制の強化により、取締役および職務執行の適性を確保しています。また、違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を規定し、不祥事の未然防止を図っております。さらに、法令順守の一環として反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。当社は、ニューヨーク証券取引所に上場していることにより、米国企業改革法(SOX)の要請に基づく内部統制システムの構築についても、既にその実績を積み上げております。

(2) 会社法施行規則第100条1項1号「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」に関する基本方針

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、情報管理規程及び文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化を通じて、これを適切に保存・管理する体制を構築しています。

(3) 同1項2号「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に関する基本方針

当社を取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、危機管理規程を制定し、リスクマネジメント委員会が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行っています。また、非常時対応についても、別途整備した危機管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となって速やかに対応を行う体制としています。

(4) 同1項3号「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関する基本方針

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めています。

(5) 同1項4号「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関する基本方針

当社では、企業理念・行動規範・役職員行動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げております。これらはホームページや情報システムを通じて全職員に徹底しており、また、その運用については、コンプライアンス委員会が中心となって、体制強化に努めています。

(6) 同1項5号「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針

持株会社である当社は、グループ各社の適正且つ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めてまいります。情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全体で統一した対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。監査役会による監査体制も、持株会社を中心としたグループ監査体制を構築しておりますが、更なる強化に努めています。

(7) 同3項1号「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」に関する基本方針

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

(8) 同3項2号「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」に関する基本方針

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

(9) 同3項3号「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」に関する基本方針

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しています。

(10) 同3項4号「その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制」に関する基本方針

監査役会は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことが出来るものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「コナミグループ企業行動規範」において、「法令遵守の徹底」及び「倫理的な行動の実践」を行うことを規範としており、具体的には「コナミグループ役員活動指針」において、コンプライアンスの遵守及び反社会的勢力排除に向けた取り組みについて規定し、これらをコナミグループ全社員に周知徹底しております。

また、反社会的勢力から圧力を受けた場合には、「コナミグループ危機管理規程」に基づいて報告を行い、リスクマネジメント委員会が中心となって、適切な対応を行うこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年6月28日開催の第35回定時株主総会の決議を受け、買収防衛策を導入いたしました。その後、3年間の有効期間が満了となったため、2010年6月29日開催の第38回定時株主総会の決議を受け、一部を変更のうえ、継続いたしました。

決議通知(URL)

<http://www.konami.co.jp/ja/ir/stockbond/stockholderinfo/generalmeeting/38/ketsugi.pdf>

なお、買収防衛策の基本方針等については、当社HPに掲載しております。

(URL)

http://www.konami.co.jp/zaimu/1006/release_japanese.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、2002年9月のニューヨーク証券取引所への上場を機に米国企業改革法への対応を行うなかで、内部統制体制及び情報開示体制を強化してまいりました。

また当社では、企業理念・行動規範・役員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全職員に徹底しており、顧客、株主及び投資家等からの信頼を確保するため、適時開示に関わる関連法規則を遵守し、非公開情報を保護するとともに外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。

全てのステークホルダーからの信頼を獲得できるよう、今後も引き続きグローバル・スタンダードを意識した経営を進めてまいります。

【参考資料: 模式図】

